

「全国森林計画」の変更の考え方について(案)

1 全国森林計画の概要

全国森林計画は、「森林法」第 4 条の規定に基づき、「森林・林業基本法」第 11 条に基づく「森林・林業基本計画」に即し、農林水産大臣が、全国の森林について 5 年ごとに 15 年を 1 期としてたてる計画であり、「森林・林業基本計画」で示した長期的かつ総合的な政策の方向・目標の達成に向けた、森林の整備・保全等に関する具体的計画を定めるものである。

また、「地域森林計画」及び「国有林の地域別の森林計画」の規範として、森林の整備・保全の基本的な考え方及び施業の基準等を示すとともに、広域的な流域ごとに森林整備及び保全の目標等を明らかにするものである。

現行の全国森林計画は、平成 13 年 10 月に策定された「森林・林業基本計画」に即して平成 15 年 10 月にたてられたものである(その後平成 16 年 6 月に「森林法」の改正に伴い一部変更)。

2 変更の時期

全国森林計画は、「森林・林業基本計画」に即してたてられるものであることから、今回の全国森林計画の変更は、新たな「森林・林業基本計画」の策定と併せて行う。

3 変更の基本的な考え方

新たに策定される「森林・林業基本計画」に即した計画となるよう、各計画事項の記述内容とともに、「森林整備及び保全の目標」、「伐採立木材積」、「造林面積」等の計画量について所要の見直しを行う。

全国森林計画の主な変更点（案）

項 目	主 な 変 更 内 容
ま え が き	○ 新たな森林・林業基本計画を踏まえ、必要に応じ記述内容を見直し
I 森林の整備及び保全の目標 その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 1 森林の整備及び保全の基本的考え方 2 森林整備及び保全の目標	○ 新たな森林・林業基本計画を踏まえ、必要に応じ記述内容を見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1表の「水土保全林」に関する「重視すべき機能に応じた森林の区分ごとの森林整備及び保全の基本方針」について、広葉樹林化、針広混交林化に関する記述を追加 ○ 第2表「森林整備及び保全の目標」について、計画期末の面積等を、新たな森林・林業基本計画を踏まえ、必要に応じ見直し ○ 森林整備及び保全の推進に当たっての留意事項について、新たな森林・林業基本計画を踏まえ、必要に応じ記述内容を見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観の保全や花粉発生の抑制等社会的ニーズを踏まえた森林の整備・保全を図る旨を追加

項 目	主 な 変 更 内 容
<p>Ⅱ 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項</p> <p>1 施業に関する基本的事項</p> <p>2 重視すべき機能に応じた森林の区分ごとの施業に関する特記事項</p> <p>3 伐採立木材積及び造林面積に関する計画</p>	<p>○ 新たな森林・林業基本計画を踏まえ、必要に応じ記述内容を見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 帯状または群状の伐採等効率的な施業の実施による針広混交林化に関する記述を追加 ・ 野生鳥獣による森林被害対策の効果的な推進、松くい虫等の被害拡大の先端地域における防除対策の重点化に関する記述を追加 <p>○ 新たな森林・林業基本計画を踏まえ、必要に応じ記述内容を見直し</p> <p>○ 第3表の計画量について、新たな森林・林業基本計画の目標数値を踏まえ、必要に応じ見直し</p>
<p>Ⅲ 公益的機能別施業森林の整備に関する事項</p> <p>1 公益的機能別施業森林の設定の考え方</p>	<p>○ 現行どおり</p>

項 目	主 な 変 更 内 容
<p>2 公益的機能別森林施業に関する事項</p> <p>3 伐採の方法及び造林の方法を特定する森林</p>	<p>○ 新たな森林・林業基本計画を踏まえ、必要に応じ記述内容を見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観の保全等社会的ニーズを踏まえた森林の整備・保全を図る旨を追加 <p>○ 現行どおり</p>
<p>IV 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項</p> <p>1 林道の開設に関する計画</p> <p>2 搬出の方法を特定する森林</p>	<p>○ 新たな森林・林業基本計画を踏まえ、必要に応じ、記述内容や第3表の計画量を見直し</p> <p>○ 現行どおり</p>
<p>V 森林施業の合理化に関する事項</p>	<p>○ 新たな森林・林業基本計画を踏まえ、必要に応じ記述内容を見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率の作業システムの整備・普及に関する記述を追加 ・ 木材の安定供給に必要なロットの確保・取りまとめに必要な条件整備に関する記述を追加

項 目	主 な 変 更 内 容
VI 森林の土地の保全に関する事項	○ 現行どおり
VII 保安施設に関する事項 1 保安林の配備 2 特定保安林の整備 3 治山事業	○ 現行どおり ○ 現行どおり ○ 新たな森林・林業基本計画を踏まえ、必要に応じ記述内容を見直し ・ 流域保全の観点からの関係機関の連携等による効果的で環境と調和した事業の推進に関する記述を追加
VIII 森林の保健機能の増進に関する事項	○ 現行どおり

森林計画制度の体系図

